

平成19年度業務報告

平成19年度の事業につきましては、平成19年度事業計画にもとづき、次のとおり実施しましたのでご報告いたします。

会員数は別表1のとおり平成20年3月7日現在、正員69,837名、家族会員2,674名、准員3,822名の合計76,333名で、全体の会員数としては昨年と比べ約2.5%の減少ですが、会員の減少傾向はここ数年ゆるやかになってきています。

JARLでは、かねてから3.5/3.8MHz帯の拡大を総務省に強く要望してきたところ、周波数拡大の検討がはかられるとともに、周波数割当計画の一部変更を適当とする旨、電波監理審議会からの答申が得られました。また、平成19年10月に開催された世界無線通信会議(WRC-07)において積極的な対応をおこなった結果、長波帯の分配を獲得するなど、アマチュアバンドの拡充に向けた活動を展開しました。

このほか、電波利用環境の維持やアマチュア無線の権益の確保など、JARLが今後とも安定した事業運営がおこなえるよう、時代に即した施策や諸活動をつぎのとおり積極的に推進しました。

1. アマチュアバンドの拡充

(1) 平成19年10月から11月にかけて、スイスのジュネーブで開催された国際電気通信連合(ITU)の世界無線通信会議(WRC-07)において、4~10MHz帯分配の見直しおよび長波帯(135kHz)でのアマチュア業務への二次分配など、アマチュアバンドが拡充されるよう関係機関に要望し、その実現に努力しました。その結果、WRC-07で135kHz帯の周波数がアマチュア業務用として二次業務で追加分配されました。そのほか500kHz近辺でのアマチュア業務への二次分配の検討を2011年開催予定のWRC-11の議題とし、また、430MHz帯への移動業務の追加分配に関する議題を抑えることなどができました。

(2) アマチュア業務およびアマチュア衛星業務を所管するITU無線通信部門(ITU-R)の第8研究委員会(SG8)関連会合が、平成19年6月にスイス・ジュネーブで開催され、政府代表団の一員として職員1名を派遣し、長波帯(135kHz帯)などの周波数の拡充に努力しました。

また、平成19年10月に開催されたITUの無線通信総会(RA-07)での構造改革の結果を受けた第5研究委員会(SG5)関連会合が平成20年2月にスイスのジュネーブで開催され、政府代表団の一員として職員1名を派遣し、WRC-11に向けた議題の検討に参加しました。

(3) WRC-07に向けたアジア太平洋通信共同体(APT)の第5回準備会合(APG2007-5)が、平成19年7月に韓国の釜山で開催され、政府代表団の一員

として職員 1 名を派遣し、周波数の拡充に努力しました。

- (4) ITU の第 3 地域に割り当てられている範囲において、1.9MHz 帯、3.5MHz 帯などが国際的に共通した周波数の割当てとなるよう関係機関に要望し、3.5/3.8MHz 帯については拡大がはかれることとなりました。
- (5) 電波利用環境問題については、高速電力線搬送通信(PLC)の市販モデムを使用し、PLC システムからの漏洩スペクトラムの測定をおこないアマチュアバンドが使用されていないことを確認し、また、JARL 相談窓口なども設けました。

そのほか、超広帯域通信方式(UWB)や無線タグ(RF-ID)の会議に出席し、情報収集とその対応を検討するなど、電磁環境問題に積極的に対応しました。

2. アマチュア無線制度の改善

- (1) HF 帯のアマチュアバンドに侵入する海外の局からの侵入電波の排除をはじめ、V/UHF 帯のアマチュアバンドに出没する違法・不法局の取締り強化について要請しました。
- (2) 総務省から平成 19 年 2 月に意見募集のパブリックコメントが出されていた電波法施行規則改正関係で、かねてから JARL が要望していた「永住権を有しない外国人が開設するアマチュア局の免許の有効期間」は、在留期間に応じて最大 5 年までの免許が得られるようになりました。
- (3) モールス符号の能力の確認の不要化については、WRC-03 の結果を踏まえ、資格取得の際のモールス符号の能力要件は各国の主管庁の判断に委ねられていることから、この試験の廃止を要望しました。
- (4) 諸外国との相互運用協定の見直しについては、既に諸外国でモールス符号の能力を求めなくなっているほか資格制度そのものも大きく変わり、現在の相互運用協定が現状に適合しなくなっているため、告示の内容を見直し、現状に適合するよう要望をおこないました。
- (5) 移動する局・しない局の区分の廃止については、移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が 50W 以下に制限され、同一免許人でありながら、移動する局・しない局の 2 局の免許を受けている方が多数いるので、この区分の廃止を要望しました。

このほか、アマチュア無線用周波数等の拡大、電波利用環境のクリーン化、陸上無線技術士資格取得者の無線工学の科目免除、免許の有効期限の変更、工事設計書の大幅な簡略化、包括免許制度の導入、などの事項につき関係省庁にアマチュア無線制度の改善を要望しました。

3. 国際協力の推進

- (1) 平成 19 年 8 月、モンゴルで第 7 回 IARU 第 3 地域 ARDF 競技大会が 6 カ国

から 106 名の参加者があり開催されました。日本選手団は 34 名が参加し、各国の選手と ARDF 競技を通して国際交流を深めました。

- (2) ハムフェア 2007 に例年どおり ARRL(米国の連盟)の職員の参加を求め、DXCC 申請受付などの協力を得ました。
- (3) 昨年度に引き続いて、ARISS(Amateur Radio on the International Space Station)プロジェクトの支援・援助をおこなうほか、ARISS 組織の理事会に国際アマチュア無線連合(IARU)加盟団体として引き続き代表を送り、このプロジェクトを推進しました。
- (4) IARU 第 3 地域事務局を引き続き JARL 事務局内に設置し支援したほか、平成 19 年 8 月に東京で開催された同地域理事会進行の支援をおこないました。
- (5) IARU 第 3 地域に対し、引き続き STARS(アマチュア無線発展途上国の支援)タスクフォースの援助をおこないました。
- (6) IARU 第 3 地域に対し、引き続き侵入電波監視報告をおこないました。
- (7) IARU の国際ビーコン・プロジェクトを継続しておこないました。
- (8) その他、来日した外国アマチュア無線団体首脳および関係者と意見交換をおこない、友好を深めました。

4. アマチュア無線活動の推進と周知・啓発

- (1) 各支部において、上級資格の国家試験受験のための指導講習会のほか、アマチュア無線に関する各種講習会、研究会などを開催しました。
- (2) モールス電信技能認定を平成 19 年 8 月のハムフェア 2007 会場(東京ビッグサイト)および平成 20 年 2 月に連盟事務局で実施しました。認定数と免状交付枚数は別表 2 のとおりです。
- (3) コンテストを別表 3 のとおり 7 種類を実施したほか、地方本部や支部主催によるコンテストも多数実施しました。また、コンテスト・ドナー制度による楯の贈呈およびコンテスト・アワードを発行しました。
- (4) 情報通信月間の目的である情報通信の普及・振興に貢献しアマチュア無線のデジタル化を推進するために、「テレコム QSO パーティー」に変えて「第 1 回デジタル QSO パーティー」を実施しました。
- (5) アワード発行については、別表 4 のとおり、国内アマチュア局 1,518 枚、SWL 9 枚、海外アマチュア局 80 枚の合計 1,607 枚を発行したほか、WAC アワードの代行申請を 72 件おこないました。なお、JARL アワードマスターは、18 件の認定証を発行しました。また、DXCC は、ハムフェア 2007、関西アマチュア無線フェスティバルでのフィールドチェックを含め 492 件の申請を受け付けました。
- (6) レピータ局およびビーコン局を別表 5 のとおり開設・運用しました。
- (7) 特別局・特別記念局を別表 6 のとおり開設し運用しました。
- (8) ハムフェア 2007 は、平成 19 年 8 月 25・26 日の 2 日間、東京・有明の「東

京ビッグサイト西 2 ホール」で、「あなたも帰りは、モールズ仲間」をキャッチフレーズに開催しました。来場者は延べ 30,000 人にのぼり、平成 18 年以上にたいへん賑わいました。

主な催事としては、楽しい実験を通して電波を知る「電気の散歩道」、ハムフェアのキャッチフレーズにちなんだ記念展示、モールズ電信技能認定などをおこないました。また、クラブやビジネス団体の展示や販売をはじめ、特別記念局 8J1A の運用や工作教室、イベントコーナー、DXCC デスク、JARL デスクなどを設置しました。

また、イベントコーナーでは、平成生まれのみなさんによる「がんばってます！！我ら平成生まれハム！！」、「Project BIG-DISH アマチュアの壮大な夢を追って」8N1EME 報告、「始めよう！モールズ通信」などの講演や、自作品コンテスト、絵画コンクール、第 47 回 All Asian DX コンテストの総務大臣賞の授与式など多彩な催しを開催しました。

(9) ARDF 競技については、平成 19 年 10 月 21 日兵庫県三木市で「2007 全日本 ARDF 競技大会」を開催し、韓国から来日した KARL チームも含めて 170 名の参加がありました。なお、20 日にはエキシビション競技として 3.5MHz 帯競技を実施しました。また、地方 ARDF 競技大会については、別表 7 のとおり開催しました。

(10) 技術関係

- ① 電波利用環境問題について、引き続き積極的な対応をはかりました。
- ② D-STAR ユーザー局の管理サーバーへの登録と IP 付与をおこないました。

5. 会員の増強と会員サービスの改善

(1) 会員サービスの充実

- ① 会員専用の特別なカードとして平成 12 年 8 月から発行している JARL カードは、平成 20 年 3 月末現在の発行枚数は 12,040 枚となりました。
- ② アンテナ第三者賠償責任保険は、4,167 人の会員の加入で、平成 20 年 1 月から保険期間がスタートしています。

また、ホテル宿泊割引制度、パッケージ旅行割引制度、海外格安航空券の割引制度などの会員特典の充実に努めました。

- ③ 会員への有益な情報をいち早く伝達するため、JARL Web のコンテンツの逐次更新に努めました。また、会員専用ページの利用登録者数は、平成 20 年 3 月末現在 29,989 件となりました。
- ④ 個人の正員と家族会員が「コールサイン@jarl.com」で利用している Eメール転送サービス利用者数は、平成 20 年 3 月末現在 21,666 件となりました。

(2) 会員の増強

- ① 平成 19 年度会員増強キャンペーンを平成 19 年 11 月から 12 月末までの 2 カ月間実施し、期間中 440 名が入会しました。

- ② ハムフェア 2007 会場において入会キャンペーンをおこない、128 名が入会しました。
- ③ QSL ビューローに到着した QSL カードのうち、一定枚数以上の QSL カードが交信相手から届いているにもかかわらず、JARL に入会されていない方 109 名を対象に入会案内を送付した結果、20 名の入会がありました。
- ④ 会員の増加をはかるため、(財)日本無線協会、(財)日本アマチュア無線振興協会(JARD)、日本アマチュア無線機器工業会(JAIA)と協力してアマチュア無線の普及に努めました。

(3) QSL・SWL カードの転送

QSL・SWL カードの取扱処理枚数は別表 8 のとおり、国内外合わせて月平均約 90 万枚を取り扱いました。

(4) 広報活動

- ① JARL NEWS は年 4 回の季刊発行化にともない、冊子中央にカラー 16 ページを増ページしてアマチュア無線に関連する最新情報や技術的な情報の提供をおこないました。また、点字 JARL NEWS などを発行し、配布しました。
- ② CQ 出版社の協力で、毎月発行されている CQ ham radio 誌のうち巻末 16 ページを「FROM JARL」として最新情報、地方本部・支部事業の情報を掲載し、年 4 回の季刊発行の JARL NEWS の補完として情報提供に努力しました。
- ③ 電子情報サービスは、次のとおりおこないました。
 - (a) インターネットの迅速性を活用し、JARL Web により最新情報の提供および結果報告などを積極的におこないました。
 - (b) JARL メールマガジンを毎月 2 回配信し、最新情報の提供をおこないました。なお、開始当初は、Eメール転送サービスの登録者を配信対象としていましたが、Eメール転送サービス登録者以外で、「JARL メールマガジン」を希望する会員の方に配信登録が随時できるようにするとともに、過去に配信したものを JARL Web で閲覧できるようにしました。メールマガジンの配信数は、平成 20 年 3 月末現在、21,762 件となっています。
- ④ 無線従事者免許証を新たに取得した方々のために、アマチュア無線の楽しみ方や、コールサインを得るための開局申請手続きなどを分かりやすく説明したビギナー向け案内書「スタート！ハムライフ」(小冊子)を地方本部、支部などのイベントなどで配布しました。

6. 組織および事業運営の合理化の推進

- (1) JARL の効果的な事業運営と財政改善をはかるため、JARL NEWS は経費合理化をすすめ、QSL カードの転送については、前年度に引き続いて転送制度の見直しをはかりました。

- (2) QSL 発送については、ゆうメール便を利用して引き続き転送経費の効率化に努めました。
- (3) JARL 事務局業務の効率化・活性化を図るため、JARL との人事交流および事務局内の人事異動をおこないました。

7. 公益法人改革への取り組み

平成 18 年 6 月に公布された公益法人改革に関する法律が、本年 12 月 1 日からいよいよ施行されますので、JARL は法律施行後 5 年の間に新しい制度にもとづく法人へ移行することとなります。

JARL では、平成 18 年当初から、この公益法人改革の動きに注視を続け、慎重な検討をする必要があると判断し、平成 18 年 7 月に開催された第 488 回理事会において「公益法人改革検討ワーキンググループ(WG)」を設置しました。以来 WG では 13 回の検討を積み重ねて平成 19 年 9 月に開催された第 497 回理事会に WG 検討結果報告書を提出しました。

第 497 回理事会においては、この報告書を基に更に検討を積み重ねる必要があると判断して、理事を主体にした「公益法人改革実務委員会」を新たに設置することとなり、平成 19 年 11 月に第 1 回実務委員会を開催し、情報の収集をはかりながら、新しい制度にもとづく JARL の組織改正にむけて、慎重に検討を続けています。

8. 電波利用環境のクリーン化

- (1) 侵入電波の排除、違法・不法局の取締りなどの電波利用環境のクリーン化の要望やアマチュア局からの電波障害対策相談への対応をおこないました。
- (2) アマチュア局が原因で障害を受けている一般の方々からの電波障害対策への対応をおこないました。
- (3) ガイダンス局(特別業務の局)により、使用区別を逸脱(レピータ、衛星周波数を含む)している局、コールサインの送出が全くない局および業務通信をおこなっている局に対して、注意を喚起する電波による広報をおこなうとともに、小型・軽量なガイダンス局の設備の拡充をはかりました。
- (4) アマチュア局の運用指導、電波障害防止対策の指導などを実施しました。
- (5) 160m バンドおよび HF ローバンドの侵入電波については、会員からの情報提供の協力を得て、総務省、IARU などの関係機関に報告あるいは対応を要請しました。
- (6) JARL Web に総務省の各地方総合通信局による不法局・違法局の取締り状況を掲載しました。

9. アマチュア衛星など宇宙通信の促進

- (1) 「ふじ 3 号(FO-29)」は、平成 19 年 4 月末に電力収支の悪化と電力制御回路

の不具合により中継器の動作が停止しました。平成 19 年 5 月から 7 月末にかけて機能確認試験をおこなった結果、太陽電池の発生電力は必要電力を供給できていますが、蓄電池の劣化が著しく連続運用が不可能であることを確認しました。同年 8 月からは、1 日に 1 回、コマンド局からアナログ送信機を動作させるためのコマンドを送って運用をおこなっています。

なお、平成 22 年 2 月からは全日照(9 ヶ月間)となり、アナログでの連続運用の可能性もあるので注意深く運用をおこなう予定です。

- (2) 「ふじ 2 号(FO-20)」は、CW テレメトリの不具合を確認しており、電力制御回路の不具合と電力収支などの原因でアナログ系送信機の動作が不安定となっていました。平成 19 年の「ふじ 3 号 (FO-29)」の不具合原因の検証結果をもとに、平成 20 年 3 月から 4 月にアナログ系送信機を動作させるためのコマンドを送信しましたが、送信機を動作させることはできませんでした。

また、太陽電池と蓄電池の経時劣化が著しい状況ですので、「ふじ 2 号(FO-20)」の運用を終了することとしました。

なお、何らかの原因で送信機が動作する可能性も考えられますので、無線局の免許の満了日である平成 22 年 2 月までは、無線局廃止の手続きはおこなわない予定としました。

- (3) 大学や団体等が打上げを計画している小型アマチュア衛星の開発に対して、協力をおこないました。

10. 非常災害時への態勢整備

非常災害の発生に備えて、430MHz 帯 FM レピータ装置、アンテナ、可搬型発電機各 2 セットや各種防災用品などの保守点検をおこないました。

また、阪神淡路大震災後に策定された「非常通信に関する基本方針ならびに非常通信実施要領」にもとづき、各地方自治体と JARL 各支部などとの災害協定締結を積極的に推進するとともに、「アマチュア局の非常通信マニュアル」を引き続き周知しました。

また、世界的に深刻な影響を及ぼす大規模災害を想定し、平成 19 年 11 月に開催された IARU 第 1 地域主催の国際非常通信訓練に JA1RL が参加しました。

11. 関連団体との連携

アマチュア無線家の育成や正しい運用については、JARD と協力して周知・啓発などの推進をはかりました。また、日本無線協会、JARD、JAIA の協力を得て、ビギナー向け小冊子「スタート! ハムライフ」、「こな爺とらじお君の電波教室」の DVD およびアマチュア無線の楽しみを紹介したパンフレット、「アマチュア無線で広がる世界」の配布をおこないました。

12. 身体障害者に対する援助・協力

身体障害者のアマチュア無線活動を充実したものとするため、点字 JARL NEWS を発行してアマチュア無線関連情報の周知に努めました。また、身体障害者の団体が開設している社団局に対して助成金を交付し、援助活動をおこないました。

13. 青少年のアマチュア無線活動への周知・支援

- (1) JARL として進めている青少年対策の取り組みとして、子供たちに電気や電波の不思議を実験形式で解説した「こな爺とらじお君の電波教室」の DVD およびアマチュア無線の楽しみを紹介したパンフレット「アマチュア無線で広がる世界」を作成し、各地方本部、支部などに配布しました。
- (2) 青少年育成委員会からの答申を受け、青少年への対応をさらに進めていくため、事務局内に担当部署を設け、各地方本部および支部との連携と広報活動等の強化などを積極的に進めました。
- (3) 青少年がアマチュア無線の楽しさや宇宙開発、通信技術への興味をかきたてる貴重な体験に触れるため、昨年引き続き、ARISS スクールコンタクトを推進し、国際宇宙ステーション内のアマチュア局と交信がおこなわれました。
- (4) 次世代にアマチュア無線を継承する青少年(18 歳未満の正員または准員)の新規入会者および既存会員に対する助成をおこない、平成 19 年度は入会 58 人、継続 5 人の申請を受け付けました。

14. そのほか

- (1) 理事会、評議員会、支部長連絡会をはじめ各種委員会などを、別表 9 のとおり開催しました。
- (2) 刊行物事業については、アマチュア無線関係の申請書類などを頒布するとともに、ARRL DXCC リストの代理頒布をおこないました。
- (3) 諸行事における救急体制として、施設などの管理者に対して配備が求められている AED(自動体外式除細動器)については、多数の来場者が見込まれる行事や ARDF 競技大会での人命救助を目的として、JARL として配備しました。